

第1回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画有識者会議

期 日 令和 7 年10月30日(木)
時 間 午後1時30から午後3時まで
場所等 Microsoft Teams 会議

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 座長・副座長の選出
- 5 説明
 - I 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の策定について
 - II 埼玉県における地域移行(展開)の取組について
- 6 協議
 - III 埼玉県地域クラブ活動推進計画(令和 5 年度～令和 7 年度)の評価
- 7 諸連絡
- 8 閉会

令和7年度 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議 委員名簿

	職業等	氏名	備考
1	久喜市教育委員会教育長	柿沼 光夫	
2	総合型地域スポーツクラブ JAWS クラブマネージャー	小村 逸	
3	上尾市PTA連合会理事	渡辺 裕子	
4	白岡市立南中学校長	大山 美智子	
5	埼玉県中学校体育連盟会長	内田 健二	
6	公益財団法人埼玉県スポーツ協会副会長	工藤 由起子	
7	一般社団法人彩の国SCネットワーク理事	太田 あや子	
8	埼玉県吹奏楽連盟会長	木村 信之	
9	公益財団法人音楽文化創造理事	中村 牧	
10	文教大学教授	二宮 雅也	
11	アスフィール株式会社学校デジタル支援事業部課長	山本 周平	

次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画を策定するに当たり、現行計画の取組の評価及び次期埼玉県地域クラブ活動推進計画における今後の県の取組等について、幅広い意見を反映させるため、次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、別表のとおりとする。

(役割)

第3条 有識者会議は、次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の原案について必要な意見を述べる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の策定の日までとする。

2 任期満了前に委員が退任し、後任として就任した委員については、前任者の残任期間を任期とする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(会議)

第6条 座長は、有識者会議を招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に必要な者の出席を求めることができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 有識者会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 有識者会議の事務局は、県立学校部保健体育課に置く。

2 有識者会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行する。

別表

次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議 委員

氏名	職業等
柿沼 光夫	久喜市教育委員会教育長
小村 逸	総合型地域スポーツクラブJAWSクラブマネージャー
渡辺 裕子	上尾市PTA連合会理事
大山 美智子	白岡市立南中学校長
内田 健二	埼玉県中学校体育連盟会長
工藤 由起子	公益財団法人埼玉県スポーツ協会副会長
太田 あや子	一般社団法人彩の国SCネットワーク理事
木村 信之	埼玉県吹奏楽連盟会長
中村 牧	公益財団法人音楽文化創造理事
二宮 雅也	文教大学教授
山本 周平	アスフィール株式会社学校デジタル支援事業部課長

(五十音順、敬称略)

合計11名

第1回 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議 会議資料

令和7年10月30日

次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議

本日の説明事項・協議

- I 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の策定について【説明】
- II 埼玉県における地域移行（展開）の取組について【説明】
- III 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価【協議】

I 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の策定について

1 埼玉県地域クラブ活動推進計画

現行の「埼玉県地域クラブ活動推進計画」（以下、現行計画）は、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、国ガイドライン）において、「各都道府県は推進計画の策定等により、中学校の休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める」と示されたことを受けて令和6年3月に策定。計画の期間は、国が改革推進期間と位置付ける令和5年度から令和7年度までの3年間を設定。

2 国の動向

国ガイドラインの計画期間は令和7年度末までとなっており、令和7年冬頃に改訂予定。国はこの改訂に先立ち、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下、実行会議）を設置し、第4回の会議（令和7年5月）にて最終とりまとめを公表した。

《最終とりまとめの主なポイント》

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
- ・「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
- ・「改革実行期間」について、前期（令和8～10年度）と後期（令和11～13年度）と定める。
- ・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。

その後、実行会議の最終とりまとめを踏まえ、部活動の地域展開及び地域クラブ活動の推進等に関する今後の具体的な方策等を検討するため、スポーツ庁と文化庁が「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を設置。令和7年6月30日に第1回の会議が開催され、その後10月上旬までに全7回会議が開催されている。

I 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の策定について

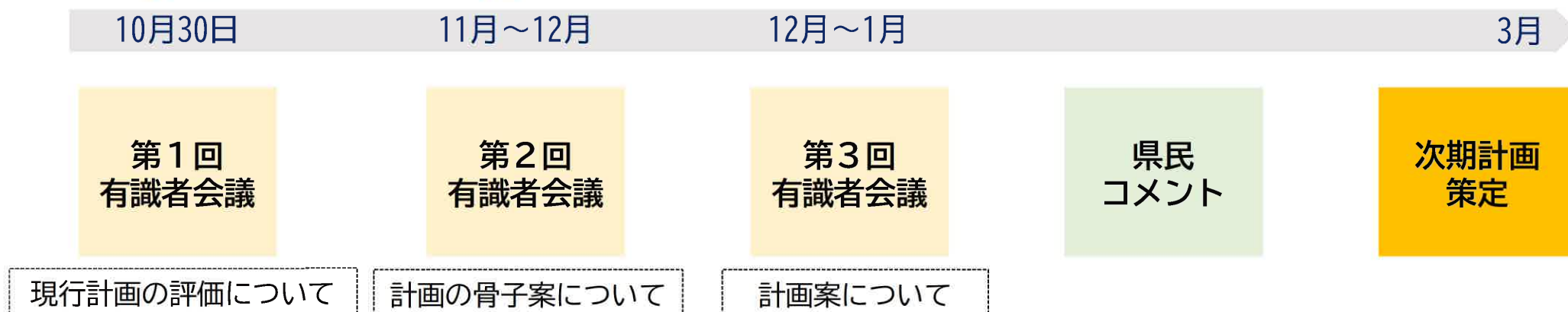
4 有識者会議

現行計画の取組の評価及び次期埼玉県地域クラブ活動推進計画における今後の県の取組等について関係者からの意見を幅広く聴取するため、「次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議」（以下、有識者会議）を設置。

【会議の構成】計11名

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①実証事業実施自治体関係者（教育局） | ⑦総合型地域スポーツクラブ関係者 |
| ②実証事業実施団体関係者（首長部局） | ⑧文化芸術団体関係者(1) |
| ③学校関係者 | ⑨文化芸術団体関係者(2) |
| ④保護者関係者 | ⑩大学関係者 |
| ⑤中学校体育連盟関係者 | ⑪県地域移行実証事業関係者 |
| ⑥県スポーツ協会関係者 | |

5 今後のスケジュール（予定）



Ⅱ 埼玉県における地域移行（展開）の取組

1 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）

【策定の背景】

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、**各都道府県は推進計画の策定等により、中学校の休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めると示された**ことを受け策定した計画。

【概要】

(1)策定主体

埼玉県が策定

(2)計画期間

国が改革推進期間と位置付ける**令和5年度から令和7年度までの3年間**を設定

(3)計画の構成



I 計画策定の背景

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 国の動向 | 2 部活動の地域クラブ活動への移行の必要性 |
|--------|-----------------------|

Ⅱ 推進計画

- | | | | |
|-----------|--------|--------------------|-----------|
| 1 計画の位置付け | 2 計画期間 | 3 地域スポーツ・文化芸術環境の方針 | 4 見込まれる効果 |
|-----------|--------|--------------------|-----------|

Ⅲ 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| 1 関係者間の連携体制の構築等 | 2 関係団体等との連携 | 3 県民・関係者等の理解促進 | |
| 4 指導者の質の保障と量の確保 | 5 教師等の兼職兼業 | 6 保護者等の負担軽減 | 7 市町村の取組の支援 |

Ⅱ 埼玉県における地域移行（展開）の取組

2 県の主な取組

Ⅲ 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

1 関係者間の連携体制の構築等

◆ 地域クラブ活動推進協議会等の設置

- 教育局及び知事部局の関係部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校及び保護者等の関係者からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を通して、地域クラブ活動の推進に取り組んでいる。

2 関係団体等との連携

◆ 関係団体への働きかけ

- 地域ミーティングを開催し、地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場を提供。

3 県民・関係者等の理解促進

◆ 「地域クラブ活動シンポジウム」の開催等

- 地域住民、生徒、保護者、教職員等を対象に、有識者等によるパネルディスカッション等を実施。

4 指導者の質の保障と量の確保

◆ 指導者人材バンクの設置

- 地域クラブ活動の指導者確保を目的とした「埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク」を令和6年3月に設置。
※登録対象 教育局職員、県立学校職員（退職者含む）、市町村立学校職員（退職者含む）

5 教師等の兼職兼業

◆ 市町村教育委員会、県立学校への兼業兼職に関する周知

- 地域クラブ活動に関する兼職兼業の取り扱いについて整備を行い、令和6年9月、10月に通知を発出。

Ⅱ 埼玉県における地域移行（展開）の取組

6 保護者等の負担軽減

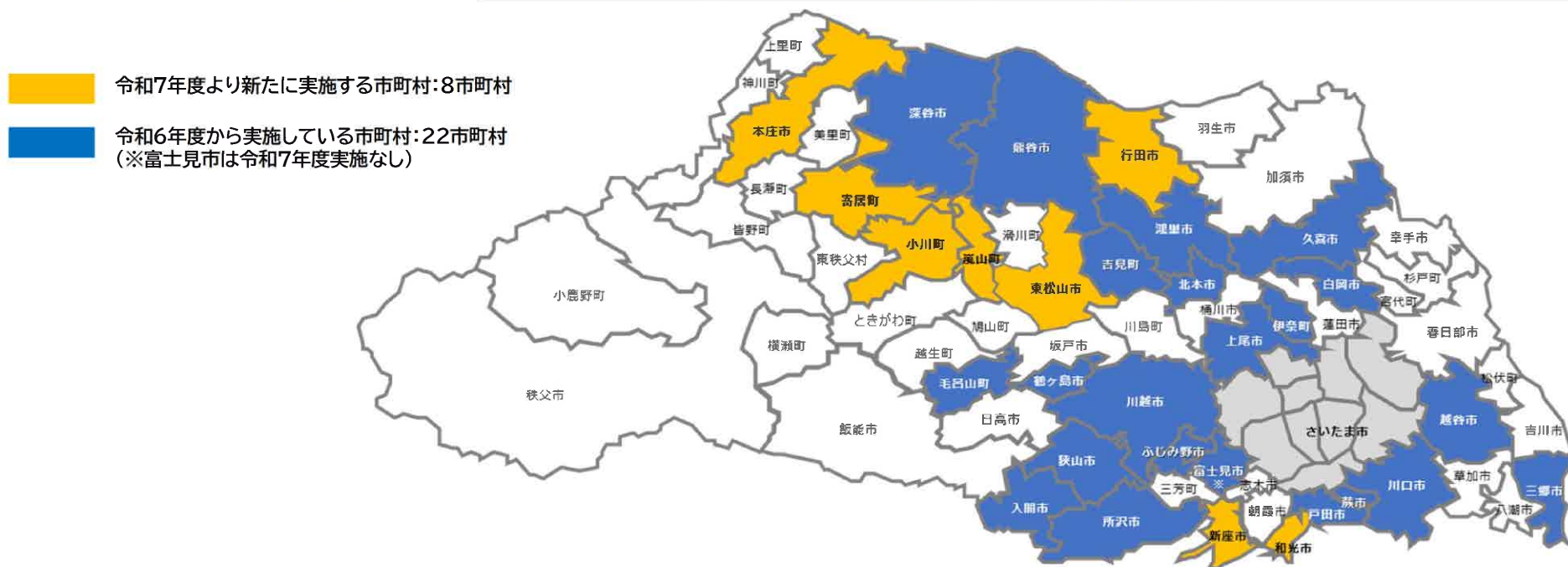
◆ 国への要望

- 経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等に対する財政支援について、国への要望を行った。

7 市町村の取組の支援

◆ 学校部活動の地域移行等に向けた実証事業の実施

- 市町村及び統合型地域スポーツクラブ・民間事業者等へ委託し実証事業を実施。得られた成果等を市町村に発信。
令和6年度は22市町で実施。各取組を進めた結果、参加市町村が増加し、令和7年度は29市町で実施している。



Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

評価の全体像

取組の評価

（１）埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）
における各取組の実績と成果

9～15ページ参照

（２）県内市町村における休日の中学校部活動の地域展開状況

16ページ参照

Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

（１） 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）における各取組の実績と成果

1 関係者間の連携体制の構築等

教育局及び知事部局の関係部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校及び保護者等の関係者からなる協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を通して連携体制を構築するとともに、関係者からの意見や市町村を通じた生徒等へのアンケートなどを活用し、関係者間で緊密に連携して地域クラブ活動の推進に取り組む。

取組実績	成果
◆地域クラブ活動推進協議会の開催 ・令和6年度 2回 開催 ・令和7年度 1回 開催(8月末現在) ◆定期的・恒常的な情報共有・連絡調整 ・県内市町村に対し訪問(ヒアリング等)を実施 ・市町村担当者等を集めた会議の開催	◆関係者間の連携強化 ・協議会や検討委員会等を設置している（県内）市町村数 56市町（令和6年度末時点）

【評価案】

地域クラブ活動推進協議会の設置・運営により、協議会参加者の地域クラブ活動に関する理解促進及び関係者間の連携体制の構築を図ることができた。その他、県内市町村に対する訪問や担当者会議等を実施し、他自治体の好事例を共有するなどの取組により、県内各市町村における地域クラブ活動の推進につなげることができた。

一方で、協力を得られる人材や団体が不足している等の理由から、計画や方針の策定まで進められていない自治体も多いため、更なる連携体制の構築に向けて、県の支援が必要である。

Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

2 関係団体等との連携

地域クラブ活動を推進するに当たり、大きな役割を果たすことが期待されるスポーツ・文化芸術団体や大学等の協力を得るため、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携し、以下の取組を行う。

- (1) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携 (2) 大会等主催団体との連携

取組実績	成果
◆スポーツ・文化芸術団体・大学等への協力依頼 ・地域ミーティングを13回開催し、地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場を提供 ・地域スポーツ団体と委託契約を締結し、部活動の地域クラブ活動展開に関する実証事業を実施 ・県の協議会において、中学校体育連盟との連携を深めた	◆地域クラブ活動実施主体の増加、大会等への参加受入促進 ・地域ミーティングの参加人数、参加市町村数(※全13回の延べ数) 参加人数：284名 令和6年度：参加市町村数 103、参加団体数 55 ・地域クラブ活動実証事業 受諾団体数 令和5年度：9 令和6年度：13 令和7年度：20 ・(地域クラブ活動の)中学校体育連盟主催の大会参加実績 令和5年度：41団体 令和6年度：70団体 令和7年度：100団体

【評価案】

関係団体等の協力を得て県の実証事業やシンポジウム等を実施することで、地域クラブ活動実施主体の確保を図ることができた。また、地域クラブ活動に参加する生徒の大会の裾野が広がった。

一方で、未だ多くの市町村では「地域クラブ活動の実施主体や指導者の確保」を地域移行の課題として挙げていることから、関係団体等との更なる連携が必要である。

Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

3 県民・関係者等の理解促進

生徒・保護者はもとより、スポーツ・文化芸術団体等の関係者や県民の理解と協力の下で、地域クラブ活動を行う環境を整備するため、ホームページやSNS等の活用をはじめとする様々な手段と機会により積極的に情報を発信するなど、以下の取組を行う。

(1) 地域ミーティング、シンポジウムの開催等 (2) ポスターの掲示、リーフレットの配布等

取組実績	成果
◆地域ミーティング・地域クラブ活動シンポジウムの開催 ・有識者によるパネルディスカッション(シンポジウム)を実施 ・スポーツクラブ関係者、市町村担当者等を対象に地域ミーティングを13回開催 ◆ポスターの掲示、リーフレット配布 ・リーフレット・ポスターを県が作成、県内全小中学校(さいたま市除く)等へ広く配布	◆地域クラブ活動に対する県民・関係者の理解促進 ・有識者によるパネルディスカッションの参加者数(全2回) 対面115名・WEB101名 ・地域ミーティングの参加人数、参加市町村数(※全13回の延べ数) 参加人数 : 284名 令和6年度:参加市町村数103、参加団体数55 ・令和6年度実証事業を実施している10市の中学校に通っている生徒の保護者を対象としたアンケート調査 「地域クラブ活動に参加させたいか」 調査結果: はい: 75.3% (いいえ: 24.7%)

【評価案】

地域ミーティングやシンポジウムの実施、リーフレット・ポスターの作成・配布により、県民・関係者の理解促進を図った。実証事業に参加する自治体の中学校では、地域クラブ活動について一定の理解を得られているが、地域移行を開始していない自治体を含めた全県的な理解を図ることが今後の課題である。

Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

4 指導者の質の保障と量の確保

生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するために、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に取り組む。適切な指導の実施に向けては、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを防止するため、指導者の研修機会等を提供するとともに、適宜、地域クラブの運営団体や実施主体等に対し指導助言を行う。

また、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めるとともに、指導者人材バンクを周知するなど、地域クラブ活動における指導者の確保に向けて、以下の取組を行う。

- (1) 指導者向け研修機会等の提供 (2) 指導者人材バンク等の周知

取組実績	成果
◆指導者人材バンクの設置による専門性や資質・能力を有する指導者の確保 「埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク」を令和6年3月に設置 県吹奏楽連盟総会における指導者向け研修会	◆人材バンク登録者・利用者 登録者数 運動・スポーツ：59名 文化：19名 照会件数 令和6年度：3件（3人） 令和7年度：2件（2人）

【評価案】

指導者人材バンクを運用し、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めた。一方で、指導者人材バンクの登録者数は十分ではなく、また、活用に至っていない状況である。今後の人材バンクの在り方を含め、指導者の質の保障と量の確保の取組については、国の動向も踏まえ検討が必要である。

Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

5 教師等の兼職兼業

県立学校教師等の兼職兼業の承認・許可について、県教育委員会では、希望する教師等が地域クラブ活動での指導を行うための兼職兼業に係る基準や手続等について、別途要項を定め、職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、兼職兼業について適切に承認・許可することとしている。

県では、地域クラブでの指導を希望する教師等が地域クラブ活動において適切に従事できるよう県教育委員会が示す教師等の兼職兼業に係る基準や手続等について、運営団体・実施主体に周知する。

取組実績	成果
◆兼職兼業に係る基準や手続等の周知による専門性や資質・能力を有する指導者の確保 地域クラブ活動に関する兼職兼業の取扱いについて整備を行い、令和6年9月、10月に市町村教育委員会 及び 県立学校へ通知発出	・兼職兼業制度の適切な運用を図ることができた。

【評価案】

「教師の兼職兼業に係る基準」等について整理し、市町村教育委員会及び県立学校へ通知を発出することで、教師等の兼職兼業の適切な運用を図った。運営団体・実施主体へも含め、兼職兼業制度の周知に努める必要がある。

Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

6 保護者等の負担軽減

地域クラブへの参加に伴い保護者等の費用負担が発生することについて、生徒や保護者、地域住民等の理解を得られるよう、県教育委員会と連携し、周知・啓発に取り組む。また、指導や活動の質の確保を前提として、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による低廉な会費の設定や保護者の費用負担軽減に向けて、以下の取組を行う。

- (1) 地域クラブ活動による県立学校施設等の利用に関する支援
- (2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知
- (3) 国に対する生活困窮家庭等への支援の要望

取組実績	成果
◆県立学校施設利用に関する支援、市町村に対する保護者負担の軽減につながる手法の周知・国への要望 ・経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等に対する財政支援について、国へ要望 ・クラウドファンディング等の保護者負担の軽減につながる手法を市町村に紹介	◆要望に対する国の動き 費用負担の在り方について、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」において、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に関する主な論点として取り扱われるなど、議論・検討が進められている。

【評価案】

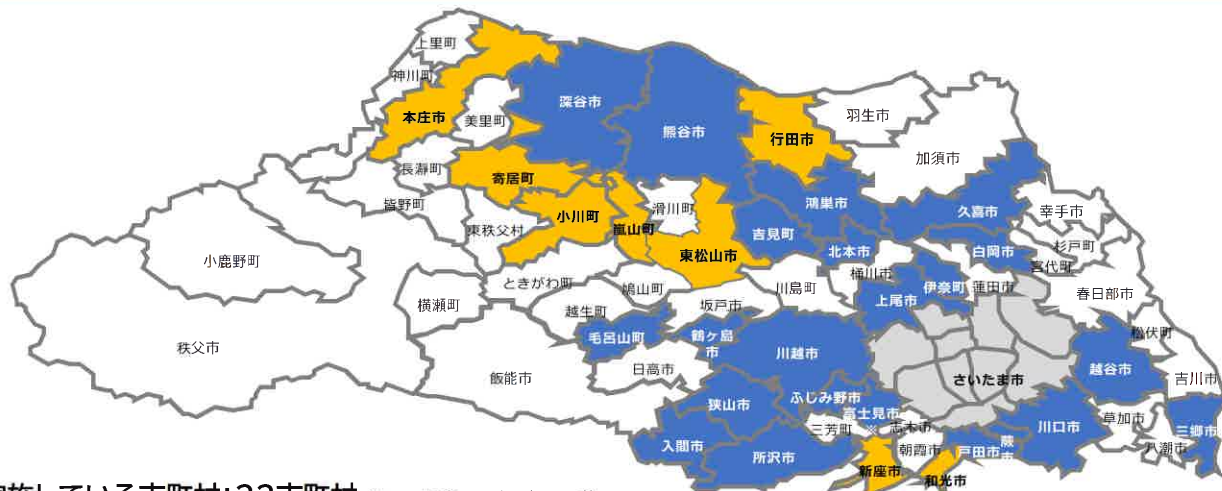
保護者の費用負担軽減について、文部科学大臣に対して要望を行った。現在、スポーツ庁・文化庁が設置した「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」において、「費用負担の在り方について」議論中のため、今後、国が示す方針を踏まえて対応する必要がある。

Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

7 市町村の取組の支援

各市町村における地域クラブの整備や充実等への取組の進捗状況を把握し、市町村に対して情報を提供するとともに必要な助言を行うなど、市町村を支援するため、以下の取組を行う。

- (1) 県が実施する実証事業等の情報提供
- (2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供
- (3) 県内市町村や民間クラブ、他県の好事例等の提供
- (4) 市町村に対する必要な助言、支援



取組実績	成果
◆実証事業の実施 及び 報告会の開催（市町村への成果報告）、地域ミーティングの開催、市町村訪問の実施 ・実証事業を令和6年度は22市町で実施 ・令和7年2月14日に市民会館おおみやにて、実証事業報告会及び研修会を開催 ・地域ミーティングを13回開催し、地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場を提供 ・52市町村（実証事業未実施の市町村を中心）への訪問	◆市町村の（部活動地域移行関連の）取組の推進 ・実証事業の参加市町が増加し、令和7年度は29市町で実施予定 ・協議会や検討委員会等を設置している（県内）市町村数 56市町（令和6年度末時点）

【評価案】

市町村訪問や地域ミーティング等を実施し、市町村に対して情報提供や助言を行うことで、実証事業に参加する市町村の増加につなげることができた。今後は、原則、全ての市町村が地域展開に着手できるよう、未着手の市町村を中心に県の伴走支援が必要である。

Ⅲ 埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価

（２）県内市町村における休日の中学校部活動の地域展開状況 ※県調べ

令和7年度の状況（9月末時点） ※自治体数



【参考】県教育委員会の実証事業において地域展開に取り組んでいる学校数

133校

県内総公立中学校数 354校（さいたま市除く、分校・義務教育学校含む）

【参考】休日に学校部活動を実施している部数（令和7年度部活動における実施状況調査より）

4,115部

総部活動数 4,783部

【評価案】

計画当初にSTEP③に到達できていた自治体数は6であったが、現在は29まで増加した。地域展開に関する取組を行う市町村が増加する一方で、未だ約半数の自治体については今後の取組等に関する協議段階にとどまっている。まずは、原則全ての自治体がSTEP③に進めるよう、各自治体の実情に応じた支援を実施することが優先課題である。